

【 令和 3 年度 第 1 回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和 3 年 6 月 29 日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程（案）
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
4	これまでの宮城地方最低賃金審議会運営規程
5	これまでの宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
6	最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請(2021年5月19日付け全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・宮城県労働組合総連合)(写)
7	最低賃金改正（2021）の審議にあたっての要請 (2021年6月15日付け宮城全労協)(写)

## 宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	5名 5名 5名	任 期	令和5年5月14日			
委 員	は会長、 は会長代理						
氏 名		職 名 等					
<b>《公益を代表する委員》</b>							
北川章臣 東北大学大学院経済学研究科教授 工藤農 東北福祉大学教授 熊谷真宏 公認会計士 桑原真弓 東北福祉大学教授 内藤千香子 弁護士							
<b>《労働者を代表する委員》</b>							
阿部祥大 宮城県東北電力総連特別執行委員 釜石行雄 電機連合宮城地方協議会事務局長 佐野研 JAM 南東北宮城県連絡会事務局長 照井美紀 全日通労働組合宮城支部執行委員 新関直人 U A ゼンセン宮城県支部次長							
<b>《使用者を代表する委員》</b>							
阿部昌展 仙台商工会議所理事・事務局次長 稲妻敏行 宮城県商工会連合会専務理事 大内仁 宮城県中小企業団体中央会専務理事 佐藤万里子 株式会社力ネサ藤原屋 代表取締役副社長 成田努 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事							

注．委員の配列は五十音順による。

## 資料2

# 宮城地方最低賃金審議会運営規程（案）

令和3年6月29日改正

### （目的）

第1条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### （会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

### （小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

- 2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

### （委員の欠席）

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適切な方法で通知しなければならない。

#### (会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

#### (意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

#### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

##### (施行期日)

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

# 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）

令和3年6月29日改正

## （目的）

第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

## （構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

## （会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があつたとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## （委員の欠席）

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

## （会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 資料4

# これまでの宮城地方最低賃金審議会運営規程

第1条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも1週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会について準用する。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年7月30日から施行する。

## これまでの宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は専門部会委員（以下「委員」という。）の3分の1以上から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

（附則） この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2021年5月19日

宮城労働局

局長 毛利 正 様

全労連東北地方協議会

議長 勝見 忍

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行



## 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

労働者の雇用と権利擁護の立場でご尽力されていることに敬意を表します。

いま、コロナの感染拡大により労働者、中業業者の経営が危機的な状況におかれています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、コロナのなかで感染の危険にさらされながら働いているエッセンシャルワーカーも、最低賃金近傍の低賃金で働いている方も少なくありません。

昨年から続くコロナ不況で実質GDPが通年で前年比4.8%減と11年ぶりにマイナス成長となるなど日本経済は著しく落ち込みました。一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇い止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者の暮らしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本の経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たない。さらに、シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況にもあり深刻な事態になっています。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者と認識と一致することだと思います。最低賃金を全国一律に是正すること、抜本的引上げはコロナ下での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るために必要な経済対策です。「凍結ありき」の単調な議論では済まされない問題と考えます。

2020年の改定により、最も高い東京は時給1,013円、宮城県は825円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万~14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、月に22万円~24万円（単身25歳）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこでもほぼ同水準であり、憲法25条の「健康で文化的な生活」をする上で、地域による大きな格差はないことが明らかになりました。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金制度を政策として打ち出していること。また、経済財政諮問会議では、地方創生とセットで最賃引き上げの方向性について民間議員が打ち出し始めており、最低賃金引き上げは、政府の重要な施策と位置付けられています。

最低賃金引き上げを実現するため、コロナ禍で苦境にある中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

#### 記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費に基づき、ただちに「時間額1000円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金を引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 宮城地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられて来ていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

宮城労働局  
局長 毛利 正殿



2021年6月15日

宮城全労協  
議長 大内 忠雄  
仙台市若林区新寺1-5-26-510  
[REDACTED]

## 最低賃金改定（2021年）の審議にあたっての要請

新型コロナウイルス感染症は国内で四つの大きな波が経過し、行方が見通せない状況が続いています。労働者への深刻な影響が長期化しており、労働行政の重要性は各分野で高まっています。

2021春闘にあたって全国一般全国協議会・宮城合同労働組合及び宮城全労協は4月5日、四項目（新型コロナウイルス感染症、最低賃金、均等待遇、無期転換）の申し入れを行い、同23日には議論の場が設定されました。申し入れと議論を踏まえ、2021最賃審議にあたって以下を要請します。

昨年、いわゆる「エッセンシャルワーカー」たちが「コロナ禍」の本質を鋭く問い合わせていました。「三密回避」や「リモートワーク」といった感染対策が困難な労働者たちが社会の様々な場で人々の生活を支えており、しかも多くが低賃金で不安定な雇用条件のもとに置かれているという現実です。また各地で外国人労働者たち、技能実習生たちの苦境が伝えられていました。そのような労働者の生活を支えるために、また感謝と連帯を示すためにも最低賃金の大幅な引き上げが求められていきました。

しかし、政府は事実上の「最賃凍結」「据え置き」方針を打ち出し、中央審議会では「目安」額を示すことができず、地方審議に委ねられることになりました。宮城県をはじめ40の県で引き上げが決定されましたが、それは最賃引き上げが地域経済社会の維持・発展に必要という視点が広く受け入れられてきたことを示しています。しかし、その額は1円から3円（時間）であり、改定額は全国加重平均で1円増の902円にとどまりました。大都市圏と地方との最賃格差も広がりました。地域の低賃金労働者たちからは大きな落胆が報告されています。政府の姿勢は厳しく批判されねばなりません。

現在、中央最賃審議会では「目安制度」の5年ごとの見直しに向けた議論が始まっています。大都市圏と地方との格差は正が懸案となってきたにもかかわらず、現行制度のもとで最賃改定額の差は拡大の一途をたどり、地方からの人口流出など社会的な問題が深刻化しています。「ランク」の見直し議論に終始せず、全国一律最賃制に踏み切るべきです。

菅新首相は就任以来、最低賃金額を引き上げる考えを明らかにし、「年率3%程度」に言及しました。直近の第8回経済財政諮問会議では「新型コロナによって広がった格差を是正するためにも、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と述べました。経団連の中西会長（当時）は春闘にあたって、「首相から賃上げのモメンタム（勢い）を維持してほしいと言われる（12月経済財政諮問会議）前から、危機感を持っている」と発言しています。政府、大企業は今年こそ、最賃大幅引き上げへの責任を果たさねばなりません。

一方、首相の肝いりとされる「成長戦略会議」では中小企業政策をめぐって対立があると報じられています。最低賃金の動向が中小企業の「淘汰」「再編」の材料に使われるのではないか。そのような疑念に政府は答える必要があります。さらに最賃引き上げにあたって、これまでの政策を検証し、中小・零細企業に対する効力ある支援策が実行されねばなりません。すでに「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減」など具体的な提言が行われています（日弁連会長声明「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」2021年5月14日）

コロナ禍では昨春以降、労働法制の枠外に置かれる「個人事業者」たちが「自粛」や「休業」に直撃され、「フリーランス」の不安定で無権利な実態がクローズアップされてきました。いま雇用破壊が広がるなかで、スマホ・アプリを通して契約する「ギグワーカー」が急速に増加しています。  
＜ネットで仕事を請け負う「ギグ・エコノミー」の働き手＞に対する企業の責任が問われており、今年2月、英国のウーバー運転手に関して「最低賃金を保障、労働者扱いに」と大きく報じられました。菅政府は「人への投資の強化」として「フリーランスが安心して働ける環境をつくるための法整備を検討」するとしています（成長戦略会議、6月2日）。しかし、政府・経団連が進める「働き方の多様化」は不安定・低賃金労働を促進するものであり、議論の見直しが必要です。

以下、2021最賃改定審議への要請とします。

- ①「コロナ禍」は不安定・低賃金労働者をますます苦しめており、最低賃金の大幅な引き上げが求められている。「時給1千円」（全国加重平均）を実現し、早期に1500円をめざすこと。
- ②「目安制度」の見直しにとどまらず、全国一律最賃制を導入すること。
- ③現行では最低賃金の対象外とされている「ギグワーカー」「フリーランス」に適用を拡大すること。
- ④政府、行政、大企業は中小企業、地元企業、関連・下請け企業に対して「実効性のある最賃引き上げ支援」を行うこと。

（以上）